緊急事態宣言に基づく臨時休業の延長について

株式会社 藤岡モータースクール

平素より藤岡モータースクールの運営にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府より発令された新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が5月31 日まで延長されました。また群馬県知事より緊急事態措置として発令されている施設の使 用停止等の要請及び停止の協力依頼も延長となりました。

当教習所につきましては、引き続き協力依頼の該当となりますが、お客様及び職員の安全と健康の確保、新型コロナウィルスの感染拡大防止を考え、下記の通り臨時休業を延長することといたしました。

教習生及び各種講習受講者、その他来所される皆様におかれましては、大変ご迷惑をお掛けすることとなりますが、ご理解、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

休業期間 令和2年5月7日(木) ~休業要請終了まで

- ※ 休業期間中のご予約は、全てキャンセルとさせていただきます。
- ※ 教習期限等につきましては、法令に基づく対応となります。
- ※ お電話でのお問い合わせは9時~15時(土・日、祝祭日を除く)で対応いたします。
- ※ 最新情報につきましては、随時ホームページにてお知らせをいたします。

なお、**営業再開につきましては、今後の情勢等により前後する場合もございます。**詳細につきましては、ホームページにてお知らせいたします。